

第4回 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 会議の概要		
開催日時	平成26年8月28日(木) 10時00分～12時00分	
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第22会議室	
議 題	1、開会 2、案件 (1) 地域自治協議会に関する条例改正案及び規則について (2) 地域コミュニティ実態調査について (3) 市民提案制度(奈良市協働政策提案制度)について 3、その他 4、閉会	
出席者	委員	伊藤 俊子 委員、澤井 勝 委員、辻中 佳奈子 委員、 中川 幾郎 委員、中川 直子 委員、中口 則弘 委員、 福尾 和子 委員、室 雅博 委員 【計8人出席】
	事務局	今西市民活動部長、澤野井市民活動部参事、 堀内協働推進課長、園部地域活動推進課主幹、 松田地域教育課長、 事務局(協働推進課まちづくり推進係)
開催形態	公開(傍聴人2人、報道関係者0人)	
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治計画の要件、詳細については要綱で定める。 ・地域コミュニティ実態調査を送付する際に、趣旨を説明したものを添付する。 ・地域自治協議会のPRをする際に、市だけではなく、連合会も地域自治協議会を検討していることを伝える。 	
担当課	市民活動部 協働推進課 まちづくり推進係	
議事の内容		
1、開会		
2、案件		
(1) 地域自治協議会に関する条例改正案及び規則について		
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 条文案について <ul style="list-style-type: none"> ⇒法制確認済みとなっているが、再度確認する箇所がある。特に、地域自治協議会の設置に関する規則(資料3)については、下記の修正が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1条「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」のあとに「(以下条例という。)」という文言を加える。 ・第3条第3項「市長の認定を受けた協議会」のあとに「(以下認定協議会という。)」という文言を加える。 ・第3条第2項の「当該協議会」を、「申請団体」または「申請したもの」に変更する。 ・第6条第1項を「条例第8条の2に規定する協議会が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は認定を取り消すことができる。」に変更する。 ・第7条「交付金を交付することができる。」を「交付金を交付するものとする。」に変更する。 ● 意見は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・条例の定義(資料1)から「及び」が削除されているが、どのような理由によるものか確認してもらいたい。 ▶ 地域自治計画について <ul style="list-style-type: none"> ⇒要件、詳細については要綱で定めることにする。 		

- 意見は以下の通り。
 - ・認定の際に必要なものは基本構想のみとし、基本計画や実施計画は認定後に作るという形が良いのではないか。また、計画作成時には行政からの支援が必要である。
- 交付金について
 - 意見は以下の通り。
 - ・団体ごとではなく協議会に一括して交付するのか、交付の期間をどうするのかなどを今後検討していくべき。
- 認定後について
 - 意見は以下の通り。
 - ・他市の事例では、交付金等の報告書は必要であるが、運営等に関する認定は必要ないところが多い。
 - ・市の監査権は協議会にも及ぶが、住民主体の組織なので、内部で幹事会や監査委員会を持ってもらいたい。

(2) 地域コミュニティ実態調査について

- アンケートについて
 - ⇒送付する際にアンケートの趣旨を説明したものを添付する。
 - 意見は以下の通り。
 - ・各課がバラバラにアンケートを実施して、自治連合会などに何度も回答してもらおうというのは手間をかけるので、庁内で協働してアンケートを行ってほしい。
- 地域自治協議会のPR方法について
 - ⇒地域自治協議会は、行政だけでなく、自治連合会の中でも検討しているということ伝える。
 - 意見は以下の通り。
 - ・市の自治連合会も検討しているということ伝えてほうが現実味を与えることができる。
- ワークショップのファシリテーターについて
 - 意見は以下の通り。
 - ・他市でもワークショップを行っているが、実力のあるファシリテーターでないと、課題の抽出だけで終わってしまうということがよく見られた。
 - ・行政側の職員がファシリテーターを行うと、指図されているように感じる人がいるので、その様なことにならないように。
- 市民の協働に対する機運を高める方法について
 - 意見は以下の通り。
 - ・地域によっては、住民が集まる機会がないが、現状を容認しているケースがある。一方で、課題は数多くあるが、まとまる力がないケースもある。こういった地域に対する支援策がないと、地域自治協議会の設立は進まない。
 - ・将来的には、補助金を全て交付金にした方がよい。

(3) 市民提案制度（奈良市協働政策提案制度）について

- 市民提案制度（協働政策提案制度）について
 - ⇒次回以降も審議を進める。
 - 意見は以下の通り。

- ・地域自治協議会にもこの制度が使えるようにして欲しい。例えばモデル地区をやりたいという提案があれば、協議会の設立は広がっていくと思う。
- ・自由提案だと担当課の負担が増えて大変ではあるが、担当課は市民とのつながりができるというメリットにもっと目を向けるべきである。
- ・単年度予算の枠に収まらない事業を行うためにもこの制度を活用していただきたい。

3、その他

- 次回（第5回）の審議会について

⇒実態調査の取りまとめなどのスケジュールを考慮して、後日連絡する。

4、閉会

以上